

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和7年度予算（案） 711百万円（758百万円）】

【令和6年度補正予算額 918百万円】



再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「GX推進戦略」等に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

（1）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業
- ⑤地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

（2）地域共生型再エネ導入促進事業

- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

（3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

■事業形態

(1)①②③(2)①② 間接補助（定率；上限設定あり）

(1)④⑤(2)③(3) 委託事業

■補助・委託対象

(1)①(2)① 地方公共団体 (1)② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）

(1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)④⑤(2)②③(3) 民間事業者・団体等

■実施期間

令和3年度～令和7年度 ※(1)②(3)②は令和4年度～、(1)④(3)③は令和5年度～、
(2)②は令和6年度～、(1)⑤は令和7年度

4. 事業イメージ

2050年脱炭素社会の実現

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標や脱炭素事業の検討に係る計画策定等を支援します。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、区域全体又は各施策の目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。

④ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネの導入を加速させる。

⑤ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直しを踏まえつつ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

■ 事業形態

① 間接補助 3/4、2/3（上限800万円） ② 間接補助 3/4（上限800万円）

■ 補助・委託対象

③ 間接補助 2/3、1/2、1/3（上限2,000万円） ④⑤ 委託事業

■ 実施期間

① 地方公共団体 ② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）

③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 ④⑤ 民間事業者・団体等

令和3年度～令和7年度 ※(1)②は令和4年度～、④は令和5年度～、⑤は令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



地域共生型再エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援等を行います。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に適正に配慮した再エネの導入を最大限促進するため、再エネ促進区域の設定に係るゾーニングや地域共生型再エネ設備導入調査等の取組を支援するとともに、全国での横展開を図るべく、地域の特性等に応じた様々な事例を踏まえつつ、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめる。

2. 事業内容

① 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

② 再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援

再エネ促進区域等において地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援する。

③ 促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

促進区域設定の際の環境配慮や合意形成、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめるとともに、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	① 間接補助 3 / 4 (上限2,500万円)
■ 補助・委託対象	② 間接補助 1 / 2 (上限800万円) ③ 委託事業
■ 実施期間	① 地方公共団体 ②③ 民間事業者・団体等
	令和3年度～令和7年度 ※(2)②は令和6年度～

4. 事業イメージ

①③ ゾーニング支援・横展開



② 地域共生型再エネ導入調査支援

地域が望む再エネ事業の導入調査
地域貢献 環境保全 その他



地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業



地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を確保・育成します。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、先進地域や企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を確保・育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

2. 事業内容

① 地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

② 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業

脱炭素先行地域等の優れた取組のノウハウの共有や、多様な人材が互いの技術・資金・情報を持ち寄り、地域における脱炭素の取組で協業することを促すネットワークを構築するためのプラットフォームを運営する。

③ 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

自治体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣するための体制構築、自治体における地域脱炭素を加速させるための人材支援のノウハウを蓄積・共有し、事例集としてまとめる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※(3)②は令和4年度～、③は令和5年度～

4. 事業イメージ

